附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第14の3（第21条関係）（表面）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					

1保育等サービス

項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用（自己負担分）（円）
①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円
②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円
③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円
④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長　殿　　申請者氏名

※処理欄

支給決定年月日　令和　　年　　月　　日

項番	計算欄	支給額（円）
①		円
②		円
③		円
④		円
合計		円

備考

所長		次長		課長		係長		係	

別記様式第14の3（第21条関係）（表面）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者　氏名　　性別　男・女　受給資格証番号

住所又は居所

1保育等サービス

項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用（自己負担分）（円）
①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円
②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円
③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円
④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	〔　　〕 ※(01～14)裏面参照		日	円

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長　殿　　申請者氏名　　印

※処理欄

支給決定年月日　令和　　年　　月　　日

項番	計算欄	支給額（円）
①		円
②		円
③		円
④		円
合計		円

備考

所長		次長		課長		係長		係	

府令・省令

○内閣府総務省令第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条　法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ ［号を削る。］	**第五条**　法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ 七‖　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第四条の障害特別支給金、同令第五条の遺族特別支給金、同令第五条の二の傷病特別支給金、同令第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務